

上越市津波避難計画

令和7年3月

上越市

< 目 次 >

第 1 部 基本計画

第 1 章 総則

1 計画の目的	4
2 計画の位置付け等.....	4
3 用語の意味	5

第 2 章 避難困難区域の検討

1 避難困難区域の検討.....	5
------------------	---

第 3 章 指定緊急避難場所等の指定

1 指定緊急避難場所及び津波避難ビルの指定	6
2 津波避難経路の設定.....	6
3 避難の方法	6

第 4 章 初動体制（市職員の参集等）

1 市の組織体制及び職員の配備体制.....	7
2 勤務時間外における市職員の参集.....	7

第 5 章 避難支援に従事する者の安全確保

第 6 章 津波情報等の収集・伝達

1 津波情報等の収集.....	8
2 津波情報等の伝達.....	8
3 情報伝達手段の整備.....	9

第 7 章 避難指示の発令

1 発令基準.....	10
2 伝達方法.....	10
3 発令内容.....	10

第8章 避難行動要支援者の避難支援

- 1 避難支援計画の具体化 11
- 2 避難行動要支援者に配慮した情報伝達と避難誘導対策 11

第9章 観光客、海水浴客、釣り客等の避難支援

- 1 情報伝達 11
- 2 自らの命を守るための準備 12
- 3 津波避難誘導看板・避難所表示板の設置 12

第10章 津波防災に関する教育・訓練

- 1 津波防災に関する教育 12
- 2 津波防災に関する訓練 13

第11章 冬期間の津波対策

- 1 冬期間の気候 14
- 2 冬期間の津波対策の検討 14

第2部 避難行動計画

第1章 避難行動計画の考え方 15

第2章 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定

- 1 想定津波 15
- 2 津波浸水想定区域の設定 18
- 3 津波災害警戒区域の指定 19
- 4 新潟県の地形特性及び地域の類型化 20
- 5 地域特性に応じた対策の方向性 22
- 6 上越市の津波浸水想定区域 25
- 7 避難困難区域の検討 38

第3章 想定に基づく指定緊急避難場所等の指定

- 1 指定緊急避難場所及び津波避難ビルの指定 40

第3部 地域別の避難行動計画

対象町内会一覧表.....	43
No. 1 名立区新井町地域.....	44
No. 2 名立区名立大町地域.....	46
No. 3 名立区名立小泊地域.....	53
No. 4 谷浜・桑取区有間川周辺地域.....	58
No. 5 谷浜・桑取区長浜周辺地域.....	64
No. 6 直江津区関川左岸地域 1.....	71
No. 7 直江津区関川左岸地域 2.....	97
No. 8 直江津区関川右岸地域.....	119
No. 9 有田区春日新田周辺地域.....	125
No. 10 八千浦区.....	150
No. 11 大潟区.....	164
No. 12 頸城区.....	176
No. 13 柿崎区柿崎川左岸地域.....	178
No. 14 柿崎区柿崎川右岸地域 1.....	186
No. 15 柿崎区柿崎川右岸地域 2.....	194

第1部 基本計画

第1章 総則

1 計画の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大級の地震によって生じた未曾有の大災害であり、死者・行方不明者合わせて2万人に迫る記録的な被害をもたらした。

新潟県津波対策検討委員会報告書でも指摘されているとおり、新潟県は、昭和39年の新潟地震、平成16年の中越地震、平成19年の中越沖地震、令和6年の能登半島地震など度重なる地震災害に見舞われ、新潟地震、能登半島地震では実際に津波による浸水被害が発生している。また、日本海側においては、日本海中部地震や北海道南西沖地震による津波など、過去に津波災害が発生していることから、新潟県は決して津波と無縁ではない。

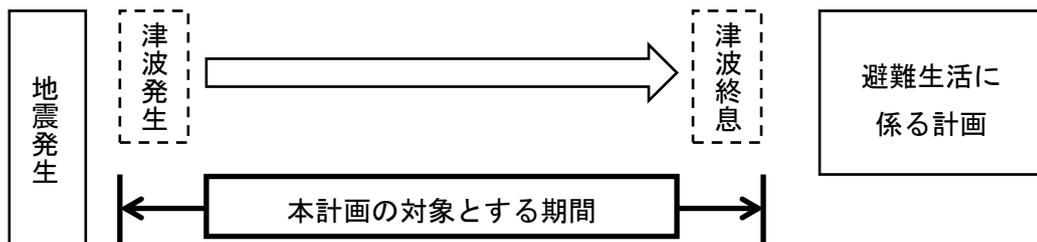
約40kmに及ぶ海岸線を有する本市にとって、津波災害対策は重要な課題である。

今般、平成29年11月に新潟県が公表した津波浸水想定に基づく更新並びに、令和6年能登半島地震津波災害対応の検証を踏まえた上越市津波避難計画（以下「本計画」という。）の更新を行い、津波災害に対して、市及び地域がとるべき行動を定め、適切に実施することにより、津波から市民等の生命、身体を保護することを目的とする。

2 計画の位置付け等

上越市地域防災計画津波災害対策編では、市、県、関係機関など各主体における全般的な津波災害対策について、災害予防から応急対策、災害復旧までの段階ごとに定めている。

本計画は、上越市地域防災計画津波災害対策編に基づく計画として、地震・津波発生直後から津波が終息するまでのおおむね数時間から数十時間の間、市民等の生命、身体の安全を確保するための対策に焦点を絞り、新潟県津波避難計画策定指針を参考に、津波避難に関する基本的な考え方をまとめた「基本計画」と、浸水想定に基づく対応をまとめた「避難行動計画」及び津波浸水想定区域やその周辺の町内会ごとに具体的な避難対策や避難経路等を定めた「地域別の避難行動計画」で構成するものとする。



（「新潟県津波避難計画策定指針」より）

3 用語の意味

本計画において、用いる用語の意味は次のとおりとする

- (1) 津波浸水想定区域
最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。
- (2) 津波災害警戒区域
津波対策の基礎となる、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき区域をいう。
津波災害警戒区域の範囲は津波浸水想定区域と同一である。
- (3) 避難困難区域
津波の浸水開始時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）または津波避難ビルに避難することが困難な区域をいう。
- (4) 津波避難経路
避難する場合の経路で、町内会、自主防災組織等が設定するものをいう。
- (5) 指定緊急避難場所
災害対策基本法に規定する指定緊急避難場所をいう。
- (6) 避難目標地点
津波の危険から避難するために避難対象地域の外に定める場所をいう。町内会、自主防災組織等が設定するもので、生命の安全を確保するために避難の目標となる地点をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。
- (7) 津波避難ビル
避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。
- (8) 指定避難所
災害対策基本法に規定する指定避難所をいう。
- (9) Jアラート（全国瞬時警報システム）
弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市の防災行政無線や防災ラジオ等を自動起動させるもので、国から市民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムをいう。
- (10) 避難行動要支援者
高齢者など災害時に特に配慮を要する者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

第2章 避難困難区域の検討

1 避難困難区域の検討

津波の浸水開始時間までに、避難目標地点又は津波避難ビルまで避難することが困難な区域を抽出し、必要な対策を検討するものとする。

なお、津波浸水想定区域から、浸水開始時間までの時間で避難できる距離の設定方法は、徒歩による避難を原則とし、次の式により算出するものとする。

$$\text{避難可能距離} = (\text{歩行速度}) \times (\text{浸水開始時間} - \text{避難開始時間})$$

第3章 指定緊急避難場所等の指定

1 指定緊急避難場所及び津波避難ビルの指定

津波が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、一時的に身の安全を確保するための場所や施設として、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを指定し、その機能維持・向上に努める。

2 津波避難経路の設定

(1) 津波避難経路

町内会及び自主防災組織は、次の事項に留意し、地域別の避難行動計画において、地域の実情に応じ避難目標地点または津波避難ビルに避難するための津波避難経路を設定するものとする。

- ① 山・崖崩れ、家屋の倒壊等による危険が少ないこと。
- ② 海岸、河川沿いの道路は、原則として津波避難経路としないこと。
- ③ 津波避難経路は、原則として津波の進行方向と同方向に避難するよう設定すること。

3 避難の方法

避難の方法は、原則として徒歩によるものとする。ただし、津波浸水想定区域内の避難行動要支援者等に限り、自動車による避難も選択肢の一つとする。

なお、当市沿岸部のような幅員が狭い道路が多く、木造住宅の密度が高い住宅地において避難に当たって自動車等を利用することは次の条項に示す課題があることを踏まえ、迅速に避難する必要がある。

- (1) 家屋の倒壊、落下物等により道路が閉塞するおそれがあること。
- (2) 多くの避難者が自動車を利用した場合、渋滞や事故発生のおそれが高いこと。
- (3) 自動車利用が徒歩による円滑な避難を妨げるおそれがあること。
- (4) 停電により信号機が停止した場合、自動車による通行が困難になること。

しかしながら、令和6年の能登半島地震では、避難行動要支援者等の避難に時間がかかったことや、避難しなかった人がいる等の課題が顕在化し、避難行動要支援者等が避難するためには、一定のルールの基で、地域の実情に応じた避難方法を事前に検討しておくことが重要であることから、市と町内会、自主防災組織は連携し避難方法をあらかじめ確立しておくよう努めるものとする。

また、避難開始が遅れ津波の浸水開始時間が切迫した状況においては、あえて屋外へ避難するよりも、建物の上層階に避難する方が身の安全を確保できる可能性が高いことも考えられることから、各自の状況判断に基づく臨機応変な対応が必要であることにも留意するものとする。

第4章 初動体制（市職員の参集等）

1 市の組織体制及び職員の配備体制

市の組織体制及び職員の配備体制は、上越市地域防災計画津波災害対策編第2章災害応急対策計画第1節災害対策本部の組織・運営のとおりとする。

2 勤務時間外における市職員の参集

勤務時間外において地震又は津波が発生したときは、職員連絡メールのほか、テレビやラジオ等により市内における震度情報や大津波警報・津波警報・津波注意報を把握し、対象となる参集基準のときは、勤務場所若しくはあらかじめ定められた場所へ自主的に参集する。

被害の状況により勤務場所への参集が不可能な場合は、最寄りの区総合事務所等へ登庁し、責任者の指示に基づき災害対策に従事する。この際、自己の所在について所属長へ確実に連絡する。

第5章 避難支援に従事する者の安全確保

避難広報や避難誘導等を行う市職員、消防団員、町内会及び自主防災組織の構成員、民生委員などの安全確保については、次の点に留意する。

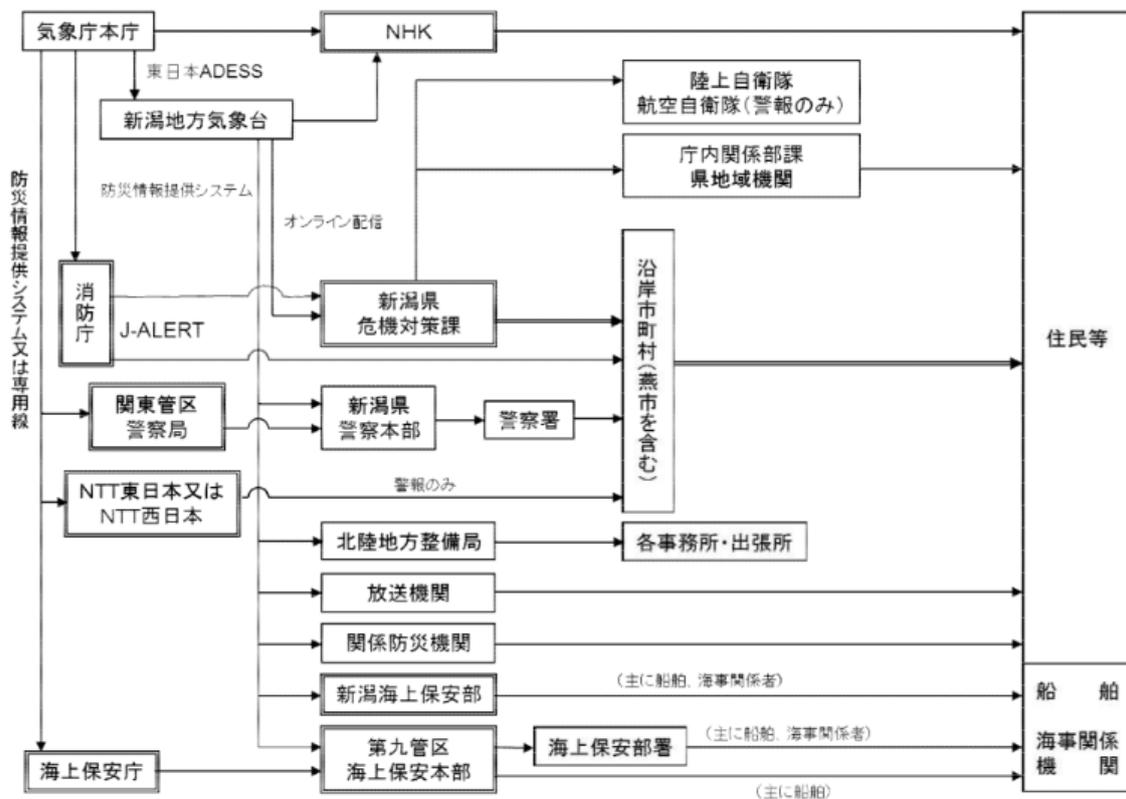
- ① 自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提であること。
- ② 予想される浸水開始時間も考慮しつつ地域住民へ避難を呼びかけながら住民とともに率先避難し、避難誘導と避難行動要支援者の避難支援を行うこと。
- ③ 避難行動要支援者の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、避難完了までの時間が限られている津波災害時においては大きな問題であり避難行動要支援者自らも防災対策を検討するとともに、日頃からの近所のつながりを大切にすほか、市と町内会、自主防災組織は連携し避難方法をあらかじめ確立しておくよう努めること。
- ④ 上記のほか、消防団員は避難のリーダーとして地域住民への避難を呼びかけながら住民とともに率先避難するなど、「上越市消防団地震・津波発生時安全管理マニュアル」に即した行動を基本とすること。
- ⑤ 津波浸水想定区域内にある指定避難所又は津波浸水想定区域を通過しないと到着できない指定避難所の初動対応職員は、津波警報等が発表された際は、直ちに避難所へは、向かわず、身の安全を確保の上、待機とし、津波警報等解除後に災害対策（警戒）本部等からの指示により行動すること。

第6章 津波情報等の収集・伝達

1 津波情報等の収集

市は、気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波予報について、Jアラートのほか、新潟県総合防災情報システム、警察署、NTT東日本、テレビ、ラジオ、インターネット等から収集する。

市は、大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波予報の情報を覚知したときは、直ちにその内容に応じ、警報発表時の情報伝達体制等により、適切な方法で所在官公庁及び市民等に周知するとともに、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講ずる。



二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。
 注)関係防災機関は、伝達体制を確立しておき、迅速な伝達に努める。

2 津波情報等の伝達

市は、次のとおり、収集した津波情報等を市民等に迅速かつ正確に伝達する。上越市地域防災計画に定めるあらゆる「情報提供ツール」を活用し、平易な言葉でわかりやすく伝達する。

なお、防災行政無線屋外拡声子局は、風向き、豪雨等の気象条件により聞き取りに

くい場合があることに留意し、海水浴客、釣り客、観光客、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の海岸付近にいる者に対しては、各々の施設管理者等を通じた伝達方法の確立に努める。

(1) 伝達内容

- ・大津波警報、津波警報及び津波注意報の発表（解除を含む。）
- ・津波到達の危険
- ・避難指示（解除を含む。）
- ・津波到達予想時間
- ・津波到達予想区域
- ・実施すべき行動・対策

(2) 伝達先

- ・全市民
- ・避難対象地域の滞在者、通過者、漁業・港湾関係者等

(3) 伝達時期

- ・地震直後（自動放送：地震の発生、津波到達の危険等の情報）
- ・津波発生前後（大津波警報、津波警報、津波注意報、避難指示の発表）
- ・津波終息後（解除の情報）

(4) 伝達手段

- ・防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機、移動系携帯無線機）
- ・防災ラジオ
- ・広報車その他の広報スピーカー
- ・緊急速報メール（エリアメール）
- ・登録制メール（安全メール、ヤフー防災速報）
- ・コミュニティFM（エフエム上越）、ケーブルテレビ（上越ケーブルビジョン）
- ・インターネット（市ホームページ、Facebook、X（旧 Twitter）等）
- ・電話、F A X

3 情報伝達手段の整備

市は、市民への確実かつ迅速な情報伝達を確保するため、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達の仕組みの構築に努める。

第7章 避難指示の発令

1 発令基準

津波に関する避難指示の発令基準を次のとおりとし、状況に応じて迅速に発令する。

津波発生時は、市が避難指示を発令する時間的猶予がありません。市が発令する緊急情報（大津波警報、津波警報、津波注意報）をもって、市からの避難指示となる。

区 分	発令時の状況等	対象となる市民等	求める行動
避 難 指 示	・気象庁から津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報、津波警報が発表されたとき	・沿岸部や川沿いにいる人	・ただちに避難場所（高台や避難ビルなど安全な場所）に避難する
	・気象庁から津波予報区「新潟県上中下越」に津波注意報が発表されたとき	・海の中や海岸にいる人	・ただちに海から上がって、海岸から離れる

2 伝達方法

地 域	広 報 手 段
合併前の上越市	防災ラジオ、防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機（一部））、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等
1 3 区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等

3 発令内容

発令する内容には、「大津波警報・津波警報・津波注意報の発表による津波の危険」、「速やかな避難」、「対象となる市民等」等の内容を盛り込み、わかりやすく避難を呼びかけるものとする。

また、津波は繰り返し襲ってくるため、避難指示が解除される前に市民等が自主的に判断し避難対象地域に戻ることをしないよう周知、徹底する。

さらに、緊迫感のある口調で伝えるなど、避難の必要性や切迫感を強く訴える表現方法とする。

※ 広報文例（一例）

- ・こちらは、広報上越です。
- ・「避難指示！避難指示！大津波警報が発表されました。最大5mの津波が予想されます。沿岸部で津波浸水が想定される場所にいる方は、直ちに近くの高台や指定避難所へ避難してください。津波警報が解除されるまで、海岸や川の近くには絶対に近づかないでください。」 ※「 」内は繰り返し
- ・こちらは、広報上越です。

第8章 避難行動要支援者の避難支援

1 避難支援計画の具体化

(1) 全体計画

市は、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、避難支援等関係者との連携を図り、避難支援体制を確立する。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成、提供

市は、市内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下、本章において「名簿」という。）を作成する。

また、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。ただし、上越市情報公開・個人情報保護制度審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたときを除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

(3) 個別計画

避難支援等の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人一人の個別の支援計画（個別避難計画）の策定の促進に努める。

2 避難行動要支援者に配慮した情報伝達と避難誘導対策

要配慮者には情報が伝わりにくい面があることから、市は避難指示の伝達に特に配慮するとともに、避難誘導に際し、自主防災組織（町内会）、消防団、消防署、警察署等の関係機関と連携、協力し、避難行動要支援者優先の避難誘導体制の整備に努める。

なお、避難行動要支援者が自力避難できない場合等は、自動車による避難も選択肢の一つとする。また、避難誘導に使用する情報伝達機器の整備を含め、避難支援者の安全確保についても配慮する。

第9章 観光客、海水浴客、釣り客等の避難支援

1 情報伝達

観光施設、宿泊施設等の施設管理者は、防災ラジオ、防災行政無線戸別受信機の設置等により伝達手段を確保するとともに、観光客等への情報伝達マニュアル（何時、誰が、何を（文案作成）、どの様に（館内放送等の伝達手段）伝達するか）を定めるよう努める。

また、屋外にいる者に対しては、防災行政無線屋外拡声子局等により伝達するとともに、海水浴場の監視所、海の家等へ情報収集機器（防災ラジオ、戸別受信機等）や

情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備するとともに、観光客等への情報伝達方法や避難誘導方法を定めたマニュアルを作成するよう努める。

2 自らの命を守るための準備

津波注意報の場合、津波の高いところで1m程度が予想されるが、海水浴客や釣り客等は、被害を受けるおそれがあるため海の中や海岸付近から避難する必要がある。このため、ラジオ等の携帯や釣り客にあっては救命胴衣の着用を心がけるなど、自らの命を守るための準備をするよう啓発する。

3 津波避難誘導看板・避難所表示板・津波避難階段の設置

地理に不案内な観光客等に対しては、海拔、避難方向（誘導）や指定緊急避難場所名・指定緊急避難場所までの距離等を示した津波避難誘導看板や避難所表示板、また、直江津海水浴場には、高台に避難するための避難階段等を設置し、迅速な避難行動を促進する。

なお、看板等については、日本工業規格の津波に関する統一標識の図記号を用い、分かりやすい表示とする。

第10章 津波防災に関する教育・訓練

1 津波防災に関する教育

市は、津波発生時に円滑な避難を実施するため、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波発生のメカニズム、津波に対する心得、避難方法等について、次の手段、内容、教育の場を組み合わせながら、地域の実情に応じた教育を継続して実施するよう努める。

津波防災教育を行うためには、津波の知識はもとより、防災全般に関する専門的知識やノウハウを備えた人材の育成が必要であり、市はこうした人材を育成するための防災士等を活用した講習会等の実施に努める。

(1) 手段

- ・ マスメディアの活用・・・テレビ、ラジオ、新聞等
- ・ 印刷物、DVD・・・ハザードマップ、広報誌、DVD等
- ・ インターネット・・・ホームページ、SNS等
- ・ 講演、講話・・・防災士、防災アドバイザー、消防機関、市職員等
- ・ 学習・・・学校等
- ・ 掲示、表示・・・津波避難誘導看板

(2) 内容

- ・ 津波からの避難の心得
- ・ 過去の津波被害記録

- ・津波の発生メカニズム
- ・津波ハザードマップの内容
- ・本計画、上越市地域防災計画津波災害対策編の内容
- ・日頃の備えの重要性
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報

(3) 教育の場

- ・家庭
- ・学校
- ・地域（町内会、自主防災組織等）
- ・企業（事業所等）
- ・NPO

2 津波防災に関する訓練

訓練を継続的に実施し、津波浸水想定区域や避難経路、避難に要する時間等の確認等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけでなく、防災意識の高揚にもつながるものであることから、市が主体となる「津波情報収集伝達訓練」と、町内会、自主防災組織等が主体となる「津波避難訓練」を実施するよう努める。

「津波避難訓練」については、地域の実情に応じ、避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう、市は訓練実施を支援するほか、訓練の実施結果を把握し、町内会、自主防災組織等に対し、助言するよう努める。

なお、訓練の成果や反省点を踏まえて、市は、必要に応じて本計画を修正するものとし、地域別の避難行動計画の修正に当たっては、町内会、自主防災組織等と連携して行うものとする。

(1) 津波情報収集伝達訓練

- ・初動体制や津波情報、避難指示等の収集、伝達手段の確認
- ・防災行政無線の操作方法の習熟

(2) 津波避難訓練

- ・津波情報の伝達確認
- ・地域別の避難行動計画に基づく避難行動を実践し、避難経路、避難先、避難に要する時間、避難誘導方法等を確認
- ・訓練後において、避難経路、避難先、避難誘導方法等を検証し、必要に応じて地域別の避難行動計画を見直す。

第11章 冬期間の津波対策

1 冬期間の気候

当市は、四季の変化が明瞭であり、冬期には降水量が多く快晴日数が少ない典型的な日本海側の気候である。冬期は日本海を渡ってくる大陸からの季節風の影響により、雪雲が発達して大量の降雪となり、海岸部を除いた地域は全国有数の豪雪地帯となっている。

2 冬期間の津波対策の検討

冬期に発生する津波に関する研究は全国的に不十分な状況であり、夏期等と比較し、どの程度被害が増大するかなど未知の部分も多い。

ただし、当市の気候条件を踏まえ、市、町内会、自主防災組織は、次の事項について事前に確認しておく。

- ① 津波避難経路の除雪の確認
- ② 避難者全員を収容できる避難所等の確認
- ③ 避難所での暖房確保等の寒冷対策の確認
- ④ 土砂災害危険箇所等の市民等への事前周知
- ⑤ 積雪時における避難訓練実施の検討

第2部 避難行動計画

第1章 避難行動計画の考え方

避難行動計画は、第1部基本計画で定める普遍的な対策と異なり、原則として新潟県が公表する津波浸水想定に基づき、指定緊急避難場所等を指定するなど、想定に基づく津波避難対策を定めるものである。

今回の修正は、平成29年度に新潟県が公表した津波浸水想定の変更内容を踏まえ、避難行動計画を作成する。

今後、最新の知見に基づく新潟県の津波浸水想定図が公表される都度、必要に応じて避難行動計画は修正していくものとする。

第2章 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定

1 想定津波

(1) 津波浸水想定の間緯・位置づけについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災などを踏まえ、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律（以下、この章において「法」という。）が制定・施行された。

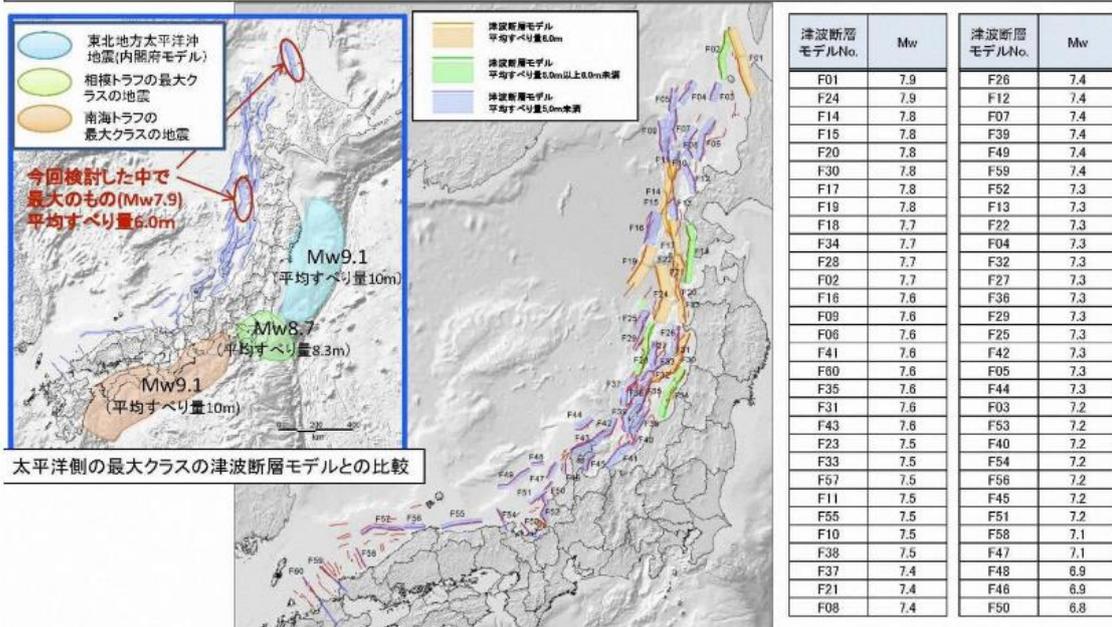
国では、津波を発生させる津波の断層モデルを設定することとなり、これを踏まえ、県では津波防災地域づくりを実施するための基礎となる、法に基づく津波浸水想定を設定することとなった。

平成25年1月に国土交通省・内閣府・文部科学省において、日本海側最大クラスの津波断層モデルを検討するため、学識者による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成26年8月に、新たな知見による津波断層モデル（60断層）が公表された。

県ではこれより以前に、津波対策を進めるため、学識者や関係行政機関による「新潟県津波対策検討委員会」を立ち上げ、平成25年12月には県独自の最大クラスの津波浸水想定を公表していたところであるが、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定を作成した。

津波の発生要因となる大規模地震の津波断層モデルの検討

今回の検討において、津波対策の観点から60の海底断層の震源断層モデルを設定。



左図は震源断層を上から見た図。
 ・垂直に立っている断層は直線状に表現
 ・傾いている断層は矩形状に表現

(日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書 (平成 26 年 8 月))

(2) 津波断層モデルについて

平成 29 年度に公表された津波浸水想定では、国が公表した 60 断層モデルのうち新潟県に影響が大きい 7 断層及び、平成 25 年 12 月に県が公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、陸域から海域に伸びる 2 断層の計 9 断層を選定した。

津波浸水想定図等では、9 断層の中から、地域ごとに影響の大きい津波断層を選定し、津波断層モデルごとの計算結果を算出し、津波対策上、最大となるエリアや値を表示している。

【津波浸水想定で選定した津波断層モデル】

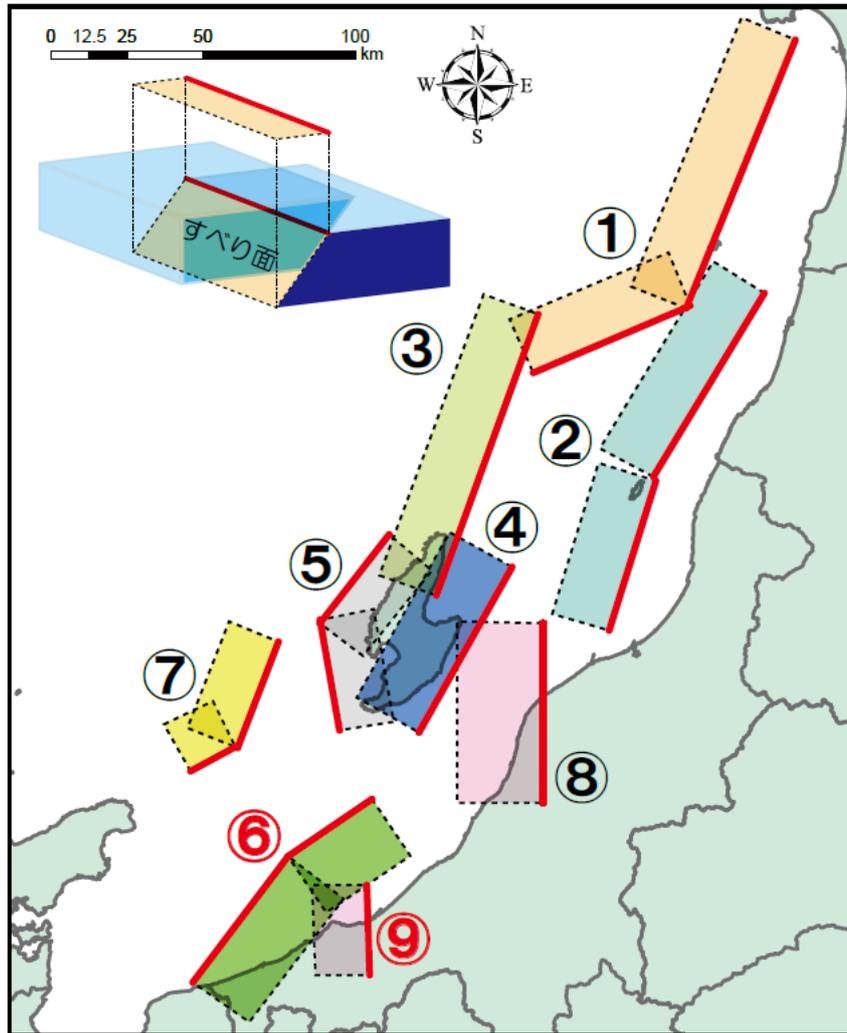
○ 国公表による津波断層モデル

F30(秋田・山形沖)、F34(県北・山形沖)、F35(佐渡北)、F38(越佐海峡)、F39(佐渡西)、F41(上越・糸魚川沖)、F42(佐渡西方・能登半島北東沖)

○ 県が平成25年12月に公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、今回の津波浸水想定でも採用した津波断層モデル

長岡平野西縁断層帯 (弥彦-角田断層)、高田平野西縁断層帯

津波断層モデルの位置図



No.	公表	断層モデル	モーメント マグニチュード※
①	国	F 3 0 (秋田・山形沖)	7.8
②	国	F 3 4 (県北・山形沖)	7.7
③	国	F 3 5 (佐渡北)	7.6
④	国	F 3 8 (越左海峡)	7.5
⑤	国	F 3 9 (佐渡西)	7.4
⑥	国	F 4 1 (上越・糸魚川沖)	7.6
⑦	国	F 4 2 (佐渡西方・能登半島北東沖)	7.3
⑧	県	長岡平野西縁断層帯(弥彦一角田断層)	7.63
⑨	県	高田平野西縁断層帯	7.10

※モーメントマグニチュードとは、岩盤のずれの規模をもとに地震の大きさを示したものの。

(3) 市町村別最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積

市町村別の最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積は以下のとおりである。

	最高津波水位 (沿岸(全海岸線)) (※1)	影響開始時間 (※2)	浸水面積 (浸水深1cm以上)	津波水位 (沿岸代表地点 (194地点)) (※3)
糸魚川市	3.4~13.0m	5分以内	467ha	4.5~10.6m
上越市	4.8~12.5m	5分以内	1,013ha	5.5~10.9m
柏崎市	2.5~6.7m	5~10分	184ha	2.5~5.8m
出雲崎町	3.1~6.0m	5~10分	49ha	3.3~4.0m
長岡市	3.1~7.8m	5分以内	187ha	4.1~6.7m
新潟市	2.8~11.8m	5分以内	10,736ha	3.2~11.0m
阿賀野市	—	—	35ha	—
聖籠町	3.2~7.1m	5~10分	174ha	3.8~6.1m
新発田市	6.6~8.7m	5~10分	155ha	7.1~8.1m
胎内市	5.1~10.5m	5~10分	256ha	6.7~8.0m
村上市	4.6~14.0m	5分以内	1,108ha	3.3~10.3m
粟島浦村	4.4~15.0m	5分以内	109ha	6.3~9.2m
佐渡市	2.4~12.8m	5分以内	1,860ha	1.4~9.4m
計			16,334ha	

※1 最高津波水位(沿岸(全海岸線))

各市町村における、海岸線から沖合約30mの各地点(全海岸線)の津波水位の最高値。津波水位は、東京湾平均海面(T.P.) (陸地の標高0mの基準)からの海面の高さを表している。

※2 影響開始時間

沿岸64の代表地点(標高T.P.-5m程度の地点)において初期水位から20cm上昇または低下したときの市町村別の最短時間。

※3 最高津波水位(沿岸代表地点(194地点))

各市町村における、各代表地点(標高T.P.-1m程度の地点)における津波水位の最高値。

2 津波浸水想定区域の設定

国が公表した60断層モデルのうち新潟県に影響が大きい7断層及び、平成25年12月に県が公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、陸域から海域に伸びる2断層の計9断層の中から、地域ごとに影響の大きい津波断層を選定し、津波断層モデルごとの計算結果を重ね合わせた、最大の浸水想定区域を、津波浸水想定区域に設定した。

3 津波災害警戒区域の指定

(1) 新潟県は、令和2年1月28日、津波防災地域づくりに関する法律に基づく、津波災害警戒区域を指定した。

ア 指定された区域

長岡市、柏崎市、新発田市、村上市、糸魚川市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、出雲崎町、粟島浦村

※指定区域は、前項の津波浸水想定区域と同一の範囲（面積：約16,334ha）

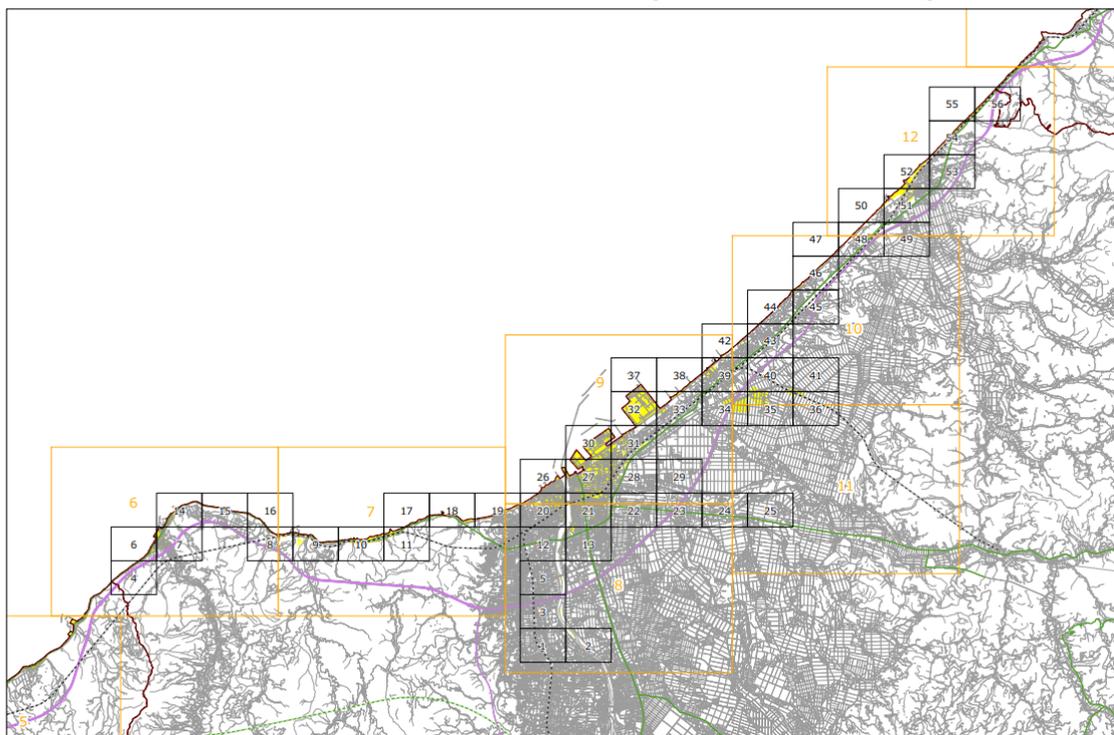
イ 指定の意義

津波浸水想定に基づく警戒避難体制を整備し、津波に対して安全な地域づくりを進めるとともに、そのことを対外的に周知する。

ウ 指定により義務化された取組

- ・ 地域防災計画への津波警戒避難体制に係る事項の記載
- ・ 要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成及び津波避難訓練の実施
- ・ 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明
- ・ 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域 位置図)



(新潟県「津波災害警戒区域」より)

(2) 新潟県は、令和5年6月2日、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、新潟市の一部を追加指定した。

ア 指定理由

新潟県と新潟市との協議の結果、津波浸水想定上の浸水開始までの時間が比較

的短時間（120分未満）となる地域について、調整が整ったことから指定したものの。

4 新潟県の地形特性及び地域の類型化

(1) 新潟県の地形特性

- ① 新潟県の海岸線の総延長は約 635.0 km であり、津波災害が発生した際には、大きな影響が出ると考えられる。

	海岸線総延長 (k m)	構成比 (%)
新潟県	634.960	100.0
村上市	59.944	9.5
胎内市	13.870	2.2
新発田市	3.144	0.5
聖籠町	12.646	2.0
新潟市	75.162	11.8
長岡市	16.228	2.6
出雲崎町	10.092	1.6
柏崎市	40.793	6.4
上越市	47.555	7.5
糸魚川市	51.554	8.1
佐渡市	280.864	44.2
粟島浦村	23.108	3.6

（「海岸統計」（平成 28 年度版）より）

- ② 岸部に砂丘列が形成され、天然の海岸堤防の役目を果たしている。
- ③ 背後に急峻な崖地が迫っており平野部は極端に狭くなっている地域がある。
- ④ 水資源が豊かであるため、大規模から中小規模まで数多くの河川があり、河川遡上による被害の発生が想定される。
- ⑤ また、新潟はその名の由来のとおり、標高が低い地域に、過去には湿地帯であった場所が広がっている。
- ⑥ 佐渡島（佐渡市）、粟島（粟島浦村）といった離島を有している。

(2) 地域の類型化

県では、地域特性に応じた対策を検討するため、県内を以下の 4 つの地域に区分している。

① 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）

ア 海沿い地域

背後地に崖、斜面が迫っているなど、平野部が狭く、海岸沿いに集落が所在し、道路が整備されている地域であって、地震発生から短時間のうちに津波の直撃を受け、海岸道路が長距離に渡って浸水するほか、道路が決壊した場合には集落の孤立が発生するおそれがある地域

イ 川沿い地域

地震の揺れによって、堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生するおそれがあり、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害がさらに拡大するおそれがある地域

② 河川遡上地域（早期避難地域）

大きな河川や湖沼をはじめ、中小河川にも津波が遡上し、海岸から離れていても津波の破壊力や浸水の影響が及ぶ可能性があり、内陸部での浸水や家屋の破壊が及ぶ地域

③ 低平地浸水地域（長期湛水地域）

背後に広範な低平地があるため、河川遡上による越流などにより浸水被害が発生すると、広い範囲で、かつ長期間にわたって湛水状態が継続する可能性がある地域

④ 津波避難者受け入れ地域

津波による浸水の影響がないことが想定される地域

（現在の知見では想定することが困難な地震発生により、浸水の危険が全くないわけではない。）

【地震類型と浸水開始時間の目安】

地域類型と浸水開始時間は完全に一致しないが、概ねの目安は以下のとおりである。

〈地域類型〉	〈浸水開始時間の目安〉
海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）	浸水開始時間 30 分未満
河川遡上地域（早期避難地域）	浸水開始時間 30 分以上～120 分未満
低平地浸水地域（長期湛水地域）	浸水開始時間 120 分以上
津波避難者受け入れ地域	浸水なし



(新潟県「津波浸水想定について(解説)」より)

5 地域特性に応じた対策の方向性

新潟県の地域特性に応じて、地域を類型化して、津波災害対策の方向性を以下のとおりとします。

(1) 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）

① 想定される事態

ア 被害

- (ア) 海沿い地域では、集落等が海岸沿いに集中し、地震発生後すぐに津波が到達し、大きな被害を受ける。
- (イ) 川沿い地域では、地震の揺れによって堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生し、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害がさらに拡大する。
- (ウ) 地震・津波等の被災による道路の損壊が発生する。
- (エ) 避難場所等の孤立が予想される。

イ 避難情報の伝達

防災行政無線（戸別受信機を含む）の機能喪失によって、津波警報等の伝達が遅れる。

ウ 避難行動

- (ア) 津波等の直撃を受けることが想定され、一刻も早く高台等への避難が必要となるが、避難の遅れが想定される。
- (イ) 走行中の自動車内においては情報の伝達が困難であり逃げ遅れが発生する危

険性がある。

(ウ) 海水浴客、釣り客などの地域になじみのない観光客の滞在が予想され、津波災害への知識不足から避難の遅れが想定される。

② 対策

ア 二次災害の防止

(ア) 津波により浸水するおそれがある避難場所の耐浪化の検討

(イ) 孤立した避難場所等への支援や移送方法の検討

イ 避難情報伝達

(ア) 多様な情報伝達体制の整備

(イ) 情報の発信者から受信者まで連動した情報伝達体制の強化

ウ 避難

(ア) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発

(イ) 避難場所、避難所の整備・選定・見直し

(ウ) 避難経路の検討

(エ) 高台への避難路の整備

(オ) 避難経路の誘導案内方法の検討

(カ) 具体的な避難経路と避難先を想定した訓練

(キ) 要配慮者の避難支援対策の検討

(ク) 避難手段の検討

(2) 河川遡上地域（早期避難地域）

① 想定される事態

ア 被害

(ア) 堤防道路や橋梁は、被害の発生が予想されるので避難経路としては使えない。

(イ) 河川に近い地域については甚大な被害が予想される。

(ウ) 河川管理施設が被災する。

イ 避難情報の伝達

市街地から離れた河川の上流部においては、避難情報の伝達が遅れる可能性が高い。

ウ 避難行動

津波警報等や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。

② 対策

ア 河川管理施設等の対応

(ア) 河川管理施設等の水門・樋門等を閉める／閉めない、誰が閉める／閉めないなどのルール化

(イ) 河川遡上の浸水域、浸水深を地域で確認する手段の検討

イ 避難情報伝達

堤防道路、橋梁などの車や人の往来がある場所等における情報伝達手段の検討

ウ 避難

- (ア) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発
- (イ) 避難場所、避難所の整備・選定・見直し
- (ウ) 避難経路の検討（河川周辺を避け、場合によっては通常の避難経路とは異なる避難経路の検討）
- (エ) 避難に際して、河川沿いを避けた避難となるため、避難経路を誘導案内する仕組みの検討
- (オ) 具体的な避難経路と避難先を想定した訓練
- (カ) 要配慮者の避難支援対策の検討
- (キ) 避難手段の検討

(3) 低平地浸水地域（長期湛水地域）

① 想定される事態

ア 被害

- (ア) 海岸部では、津波の直撃を受ける一方で、内陸部の低平地や地盤が沈降した地域では浸水した水の排水対策を行わなければ、長期間湛水が継続する。
- (イ) 地震動等により堤防が沈下・破壊した場合、一定の時間が経過後、一挙に浸水深が増すことが考えられ、浸水の危険に対する認知度が低いと思われ被害を引き起こすおそれがある。
- (ウ) 浸水範囲が内陸奥部も含め広範囲になり、有効な排水対策が行われない場合は、湛水状態が長期になることが想定され、避難生活が長引く。
- (エ) 避難が遅れると、広範囲に浸水するため避難が困難となり、多くの箇所が孤立する。
- (オ) 物資の配給や救助に陸路だけでない手段の検討が必要となる。
- (カ) 湛水しているために、復旧が遅れが生じ、停電期間や情報機器の使用不能期間が長くなることが予想される。
- (キ) 防災拠点（行政機関、消防・警察、医療・保健・福祉施設等）や生活拠点（物流拠点、流通拠点）が被災する。
- (ク) 浸水の広がりによっては、避難者数が膨大になる。

イ 避難情報の伝達

津波により浸水するおそれがあるという情報の伝達が遅れる可能性がある。

ウ 避難行動

津波警報等や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。

② 対策

ア 排水対策

- (ア) 迅速な緊急排水体制の構築
- (イ) 排水ポンプ車の配置計画を事前検討
- (ウ) 堤防をはじめとした河川管理施設や排水機場等の耐震化・耐浪化の促進
- (エ) 津波による排水機能の低下の防止

イ 拠点の被害対策

ボートなど水上での支援ツールの確保ウ 避難

ウ 避難情報の伝達

- (ア) 確実に避難してもらうための避難情報等の伝達内容・方法の検討
- (イ) 避難し遅れないよう、避難場所や津波避難ビル、浸水する可能性の低い場所を知らせる仕組みの検討

エ 避難

- (ア) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発
- (イ) 避難場所、避難所の整備・選定・見直し
- (ウ) 避難手段の検討

(4) 津波避難者受け入れ地域

① 想定される事態

- ア 津波浸水はなくても、揺れによる被害が発生する。
- イ 津波浸水区域からの多数の者が避難してくる。

② 対策

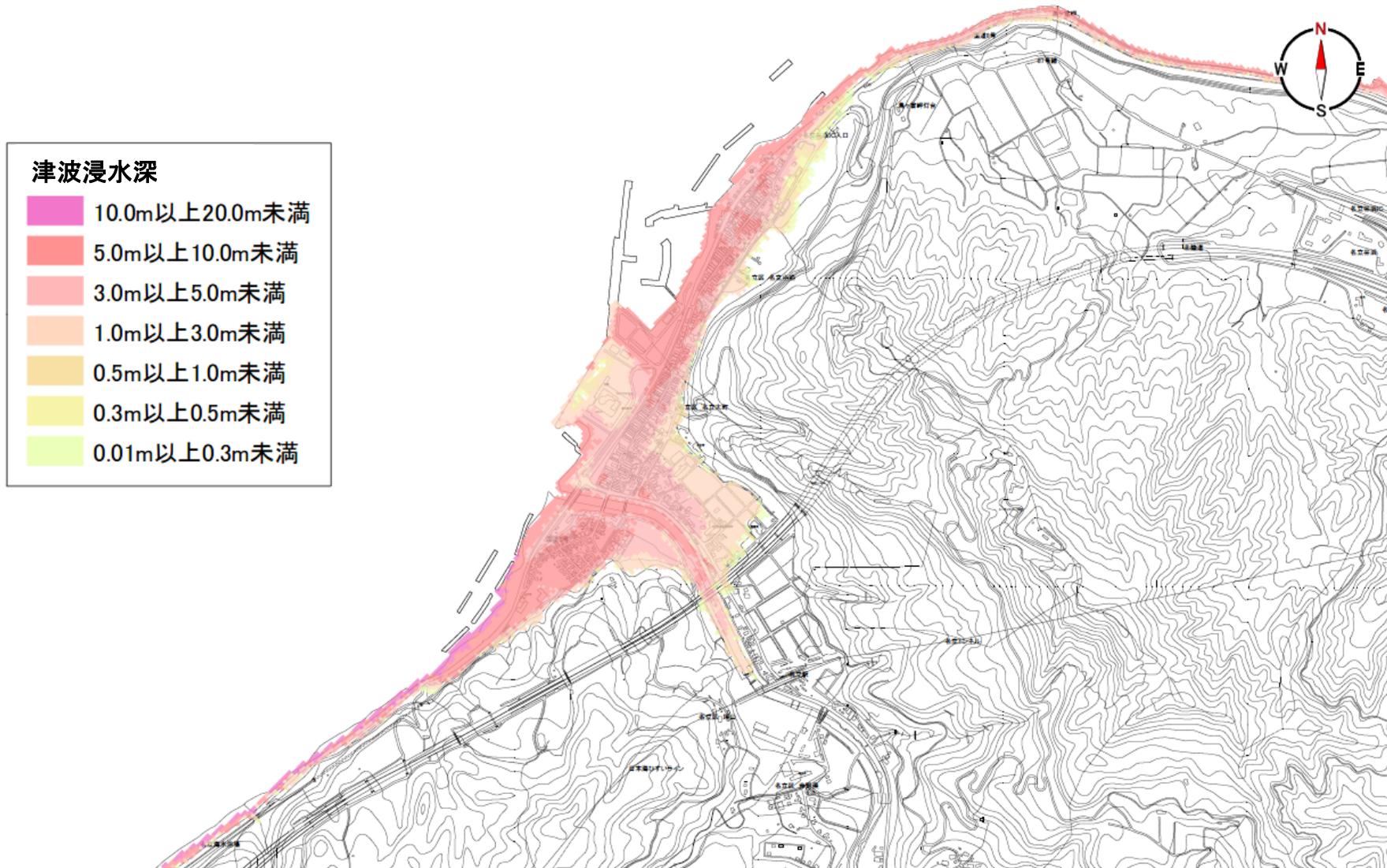
- ア 市町村同士の相互応援の仕組みの構築
- イ 広域支援体制の整備
- ウ 応援職員等の派遣体制の整備
- エ 避難者の受け入れ体制の整備

6 上越市の津波浸水想定区域

- (1) 津波浸水想定区域図・別図のとおり

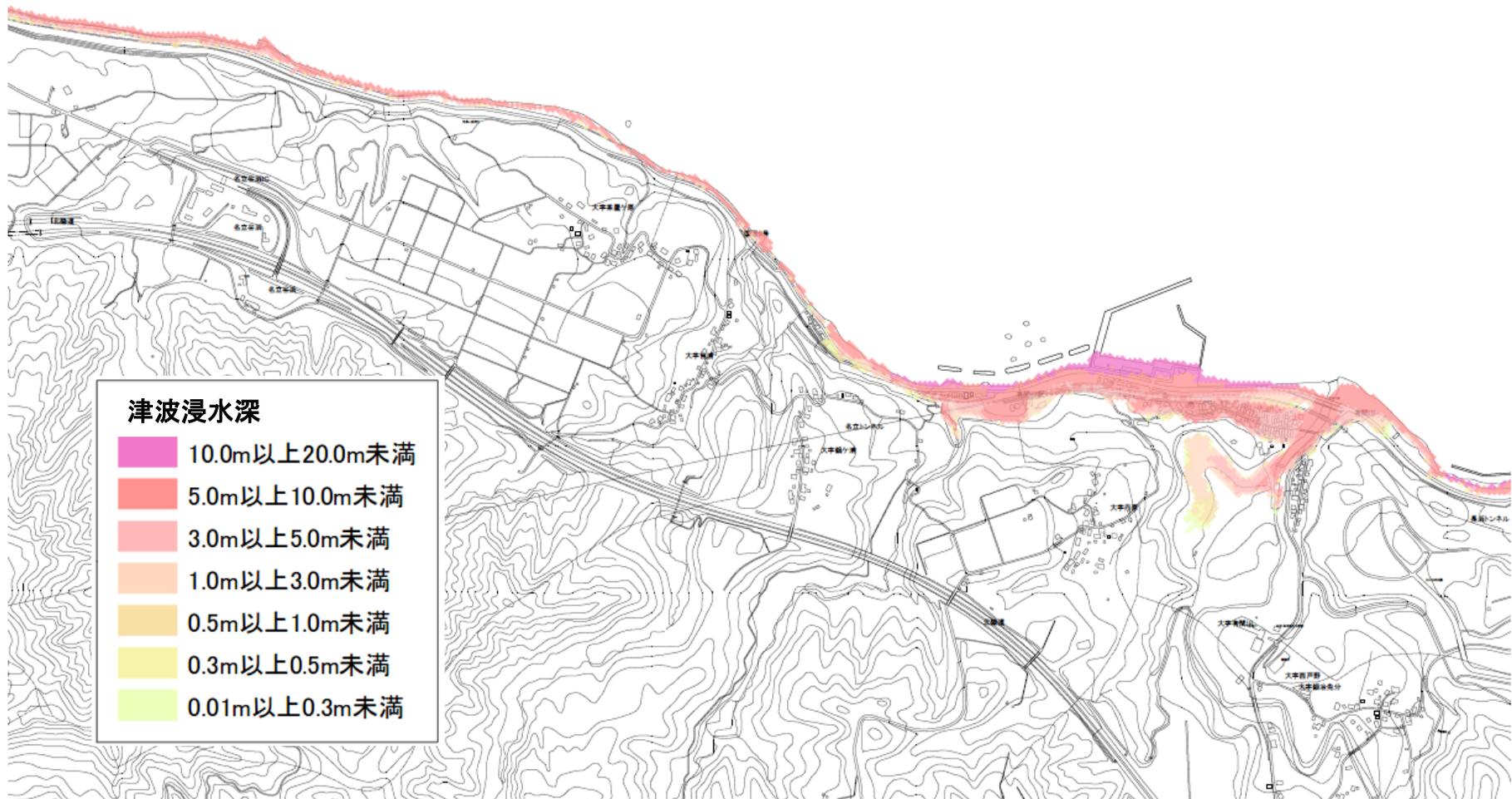
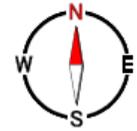
別図

名立区 津波浸水想定区域図



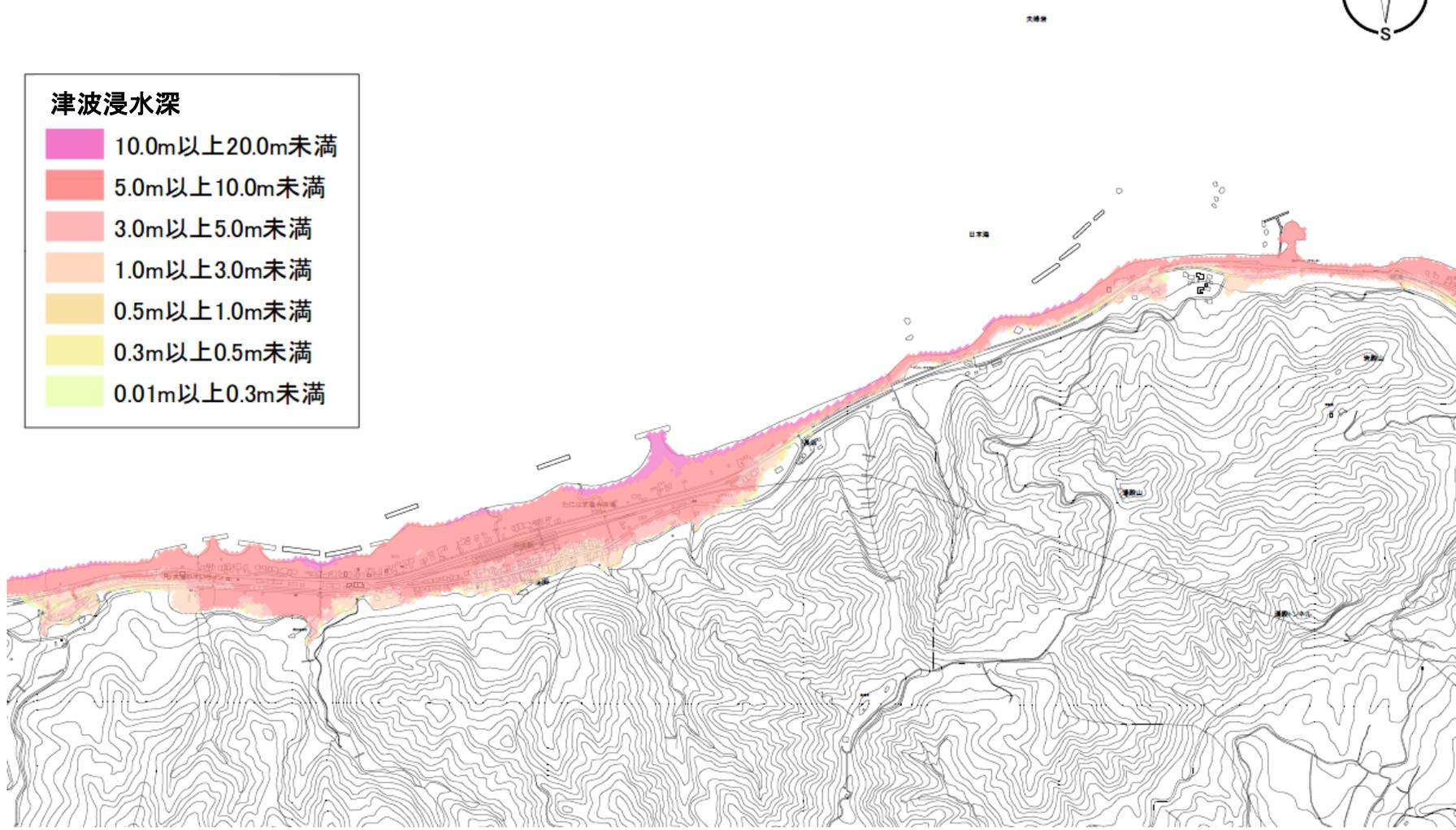
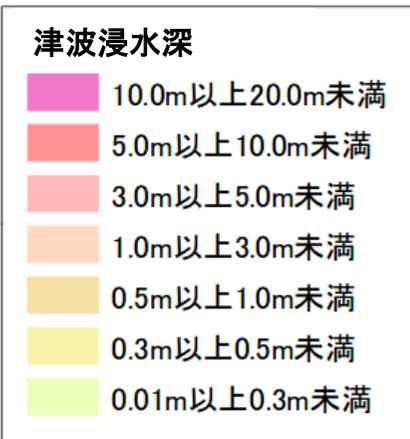
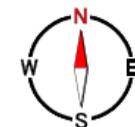
別図

谷浜・桑取区 津波浸水想定区域図



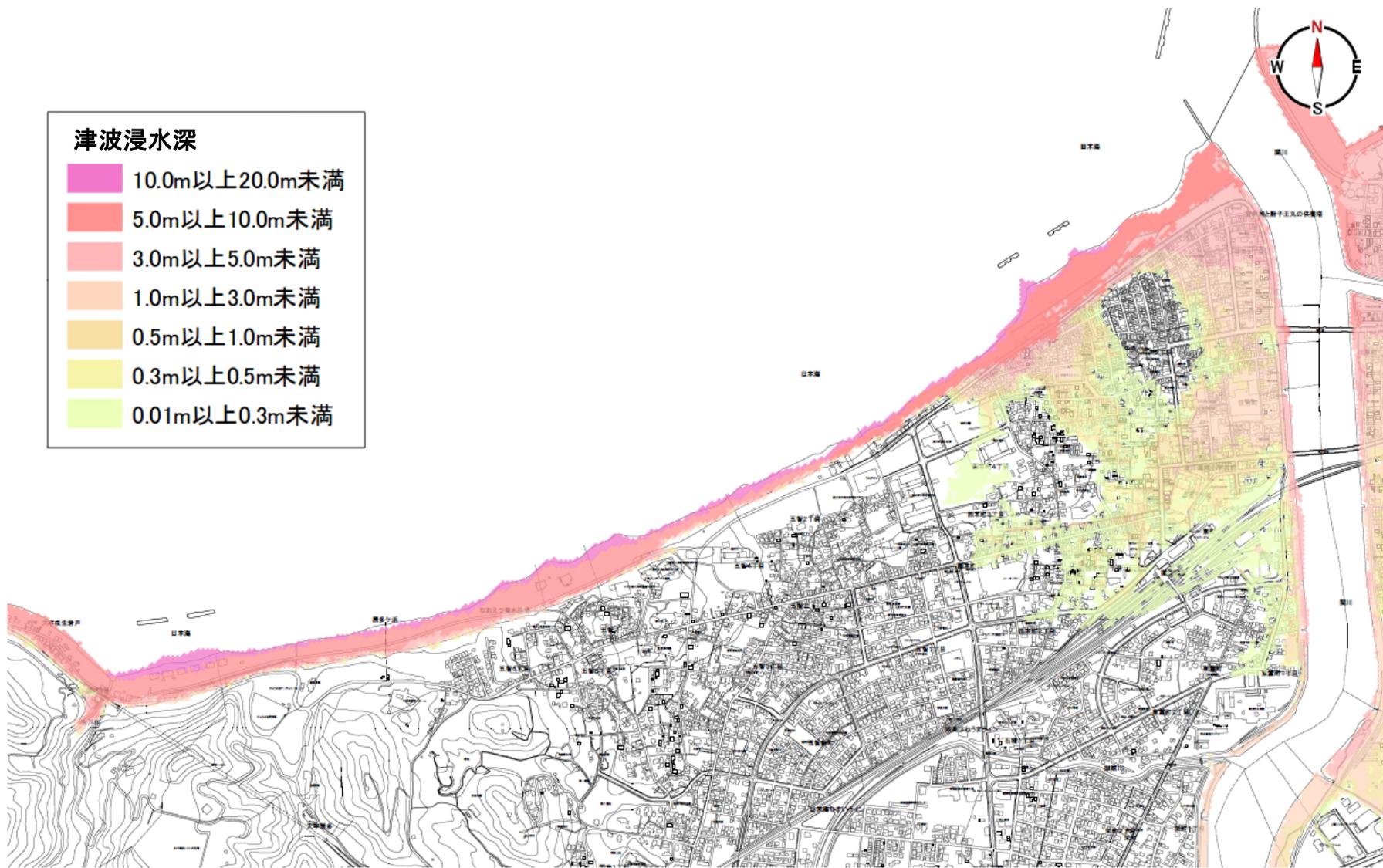
別図

谷浜・桑取区 津波浸水想定区域図



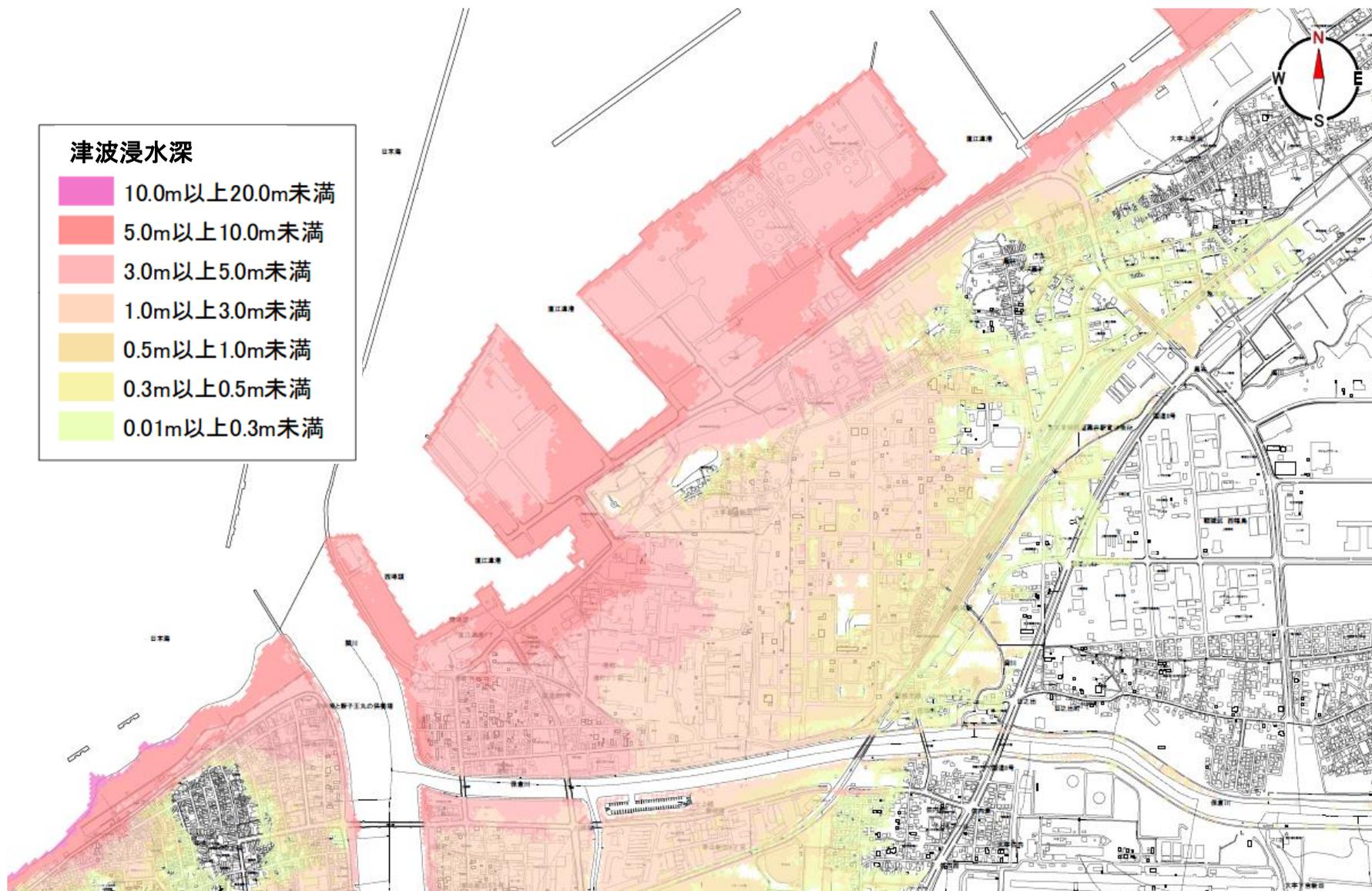
別図

直江津区 津波浸水想定区域図



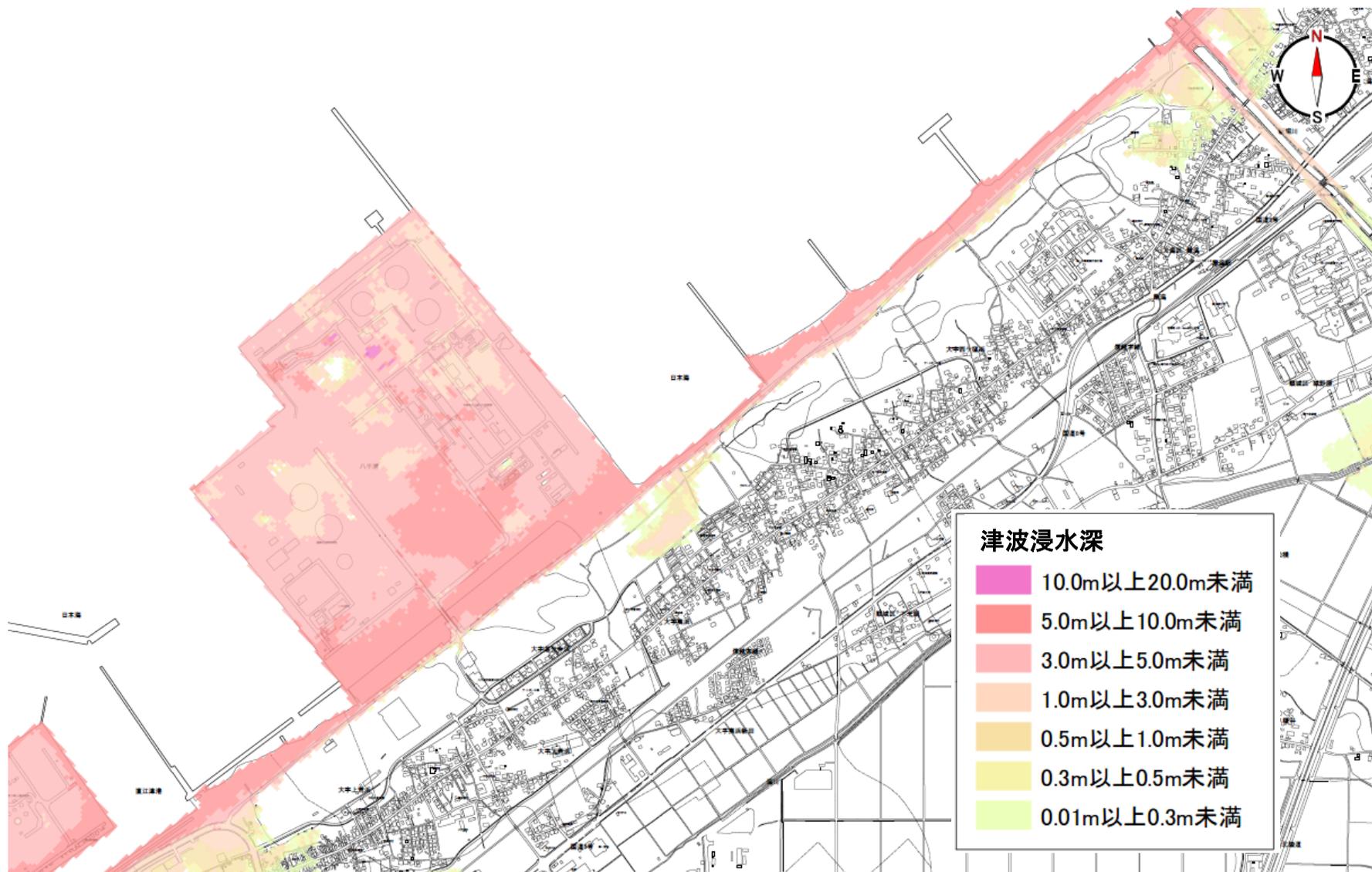
別図

直江津区、八千浦区 津波浸水想定区域図



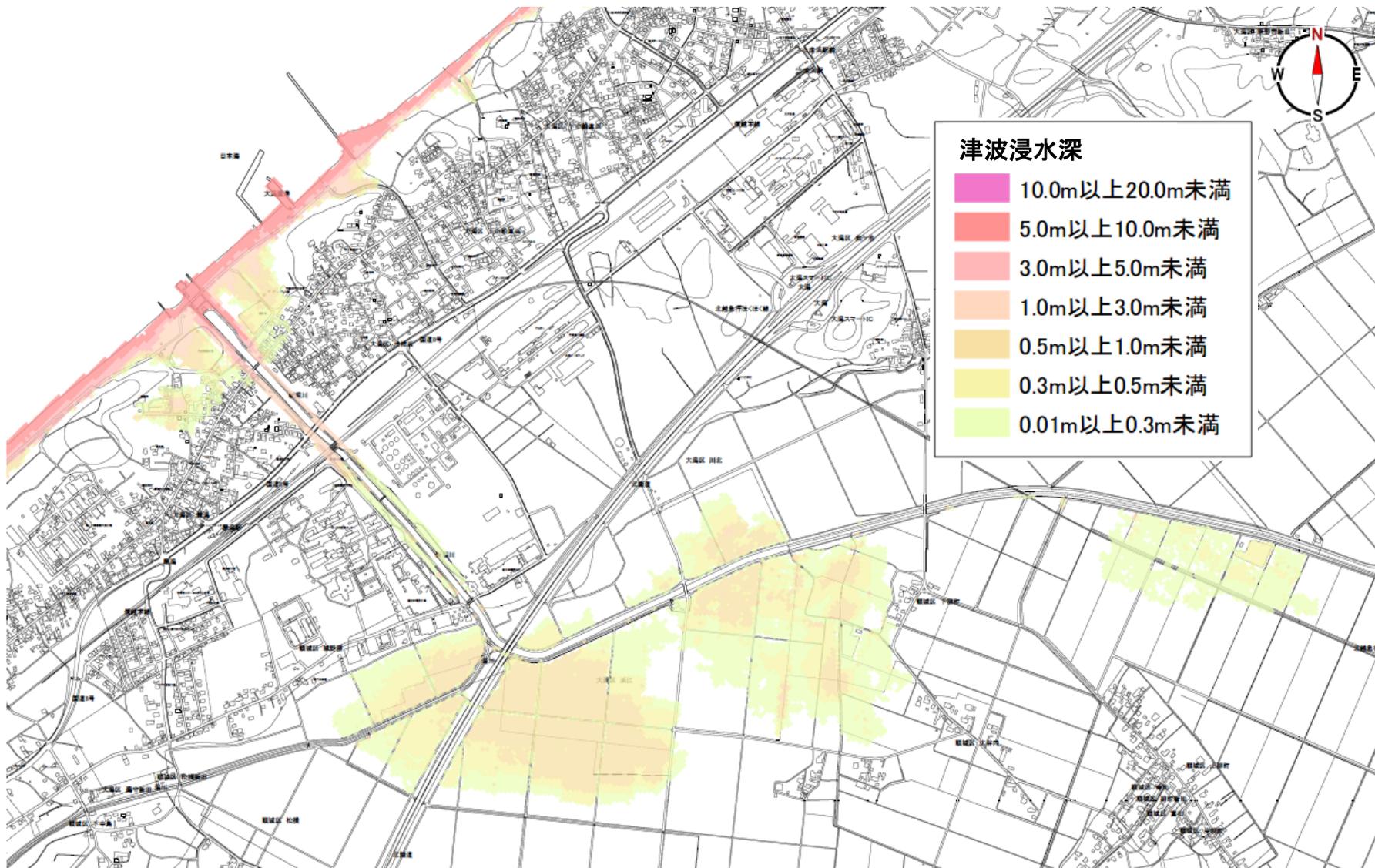
別図

八千浦区 津波浸水想定区域図



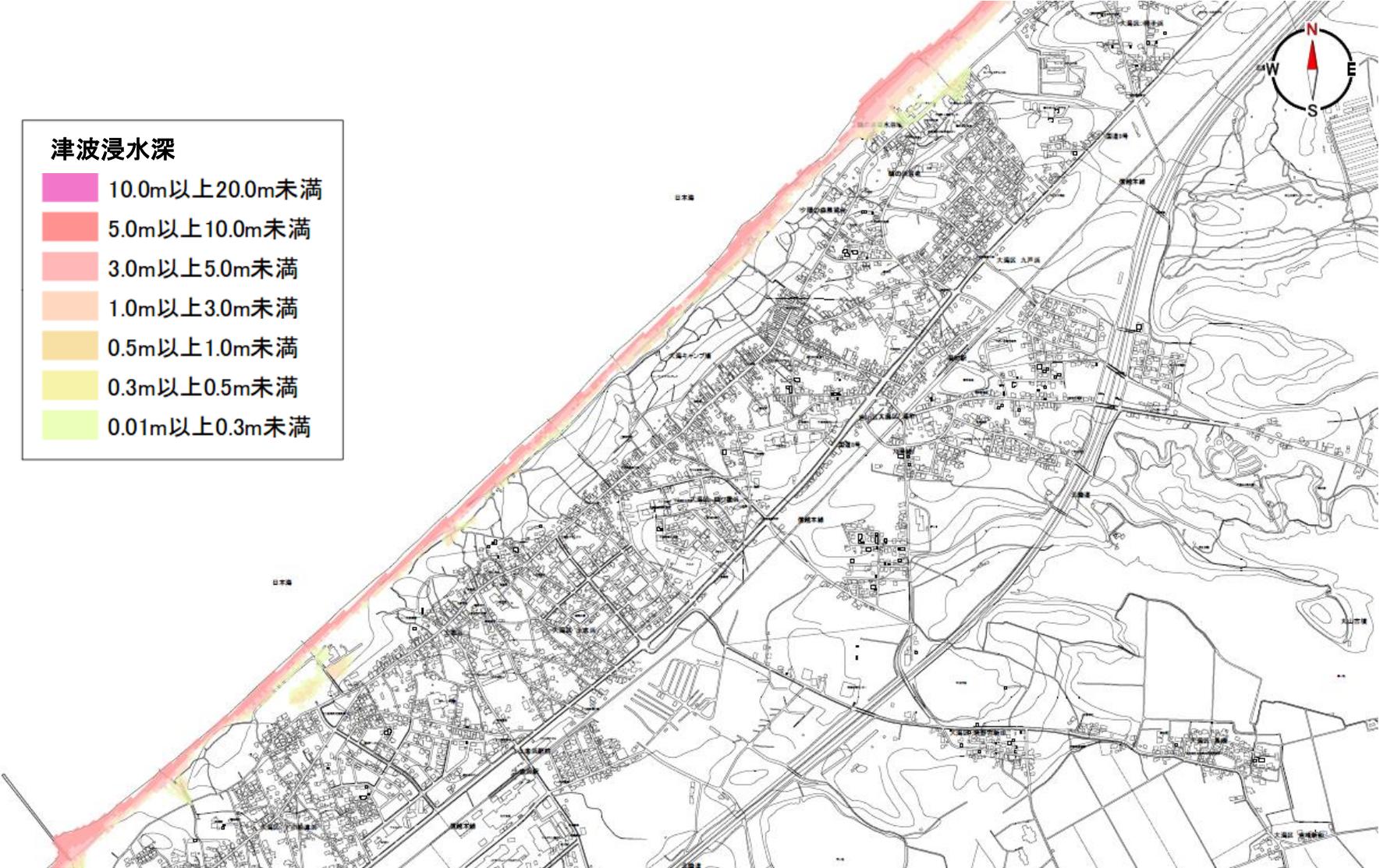
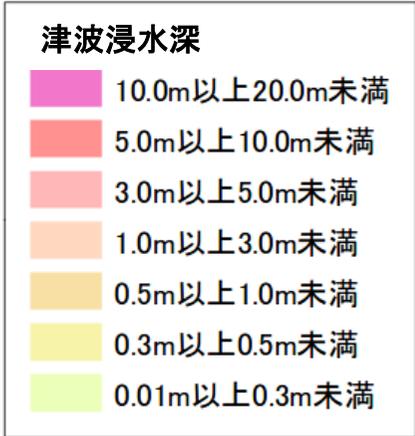
別図

大潟区、頸城区 津波浸水想定区域図



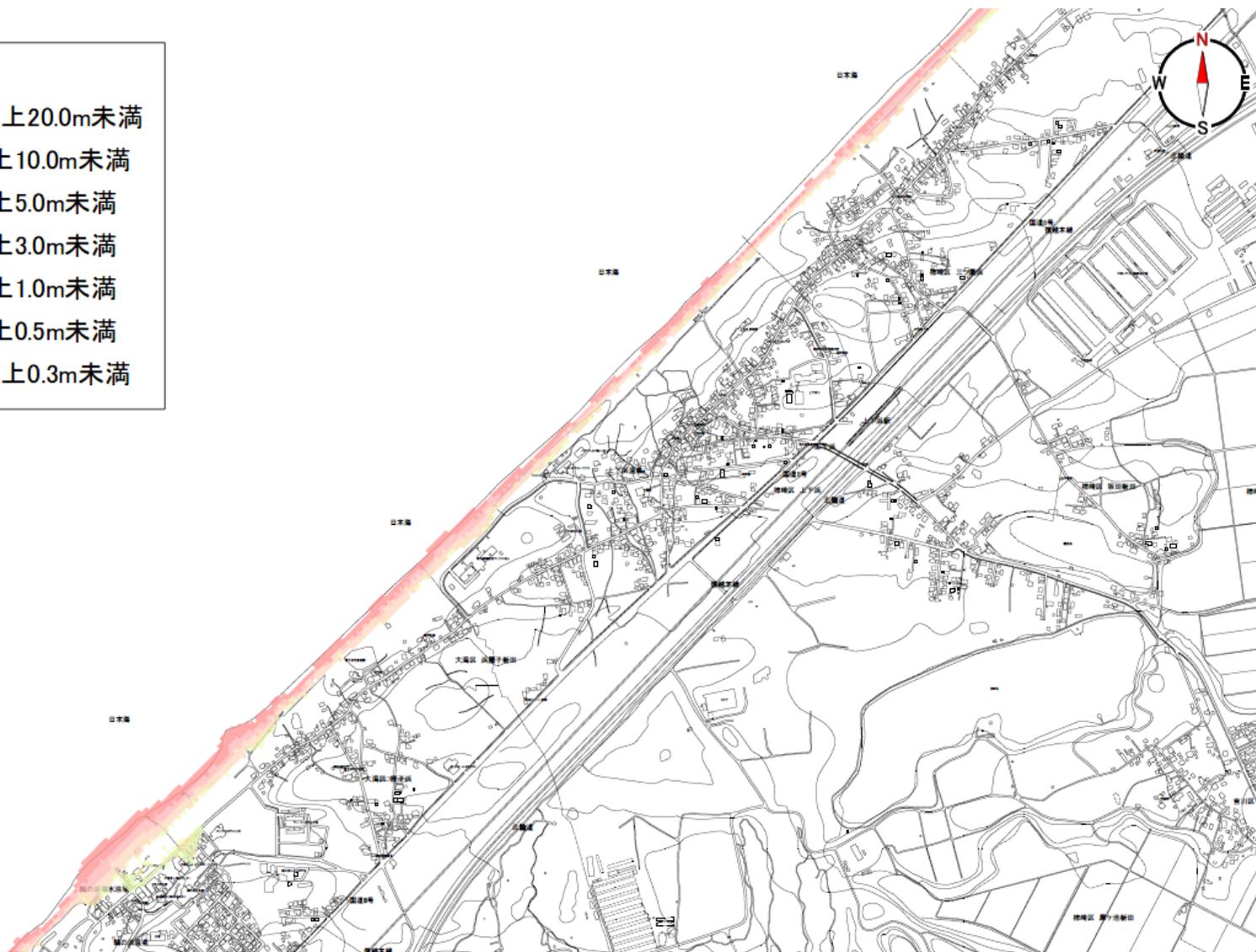
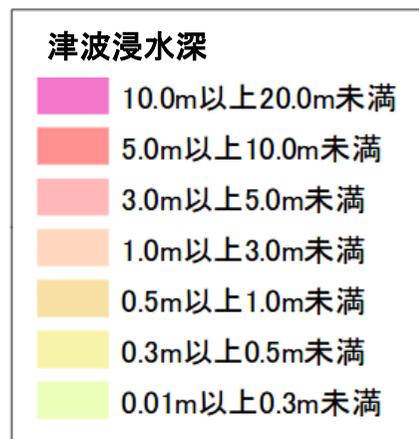
別図

大湊区 津波浸水想定区域図



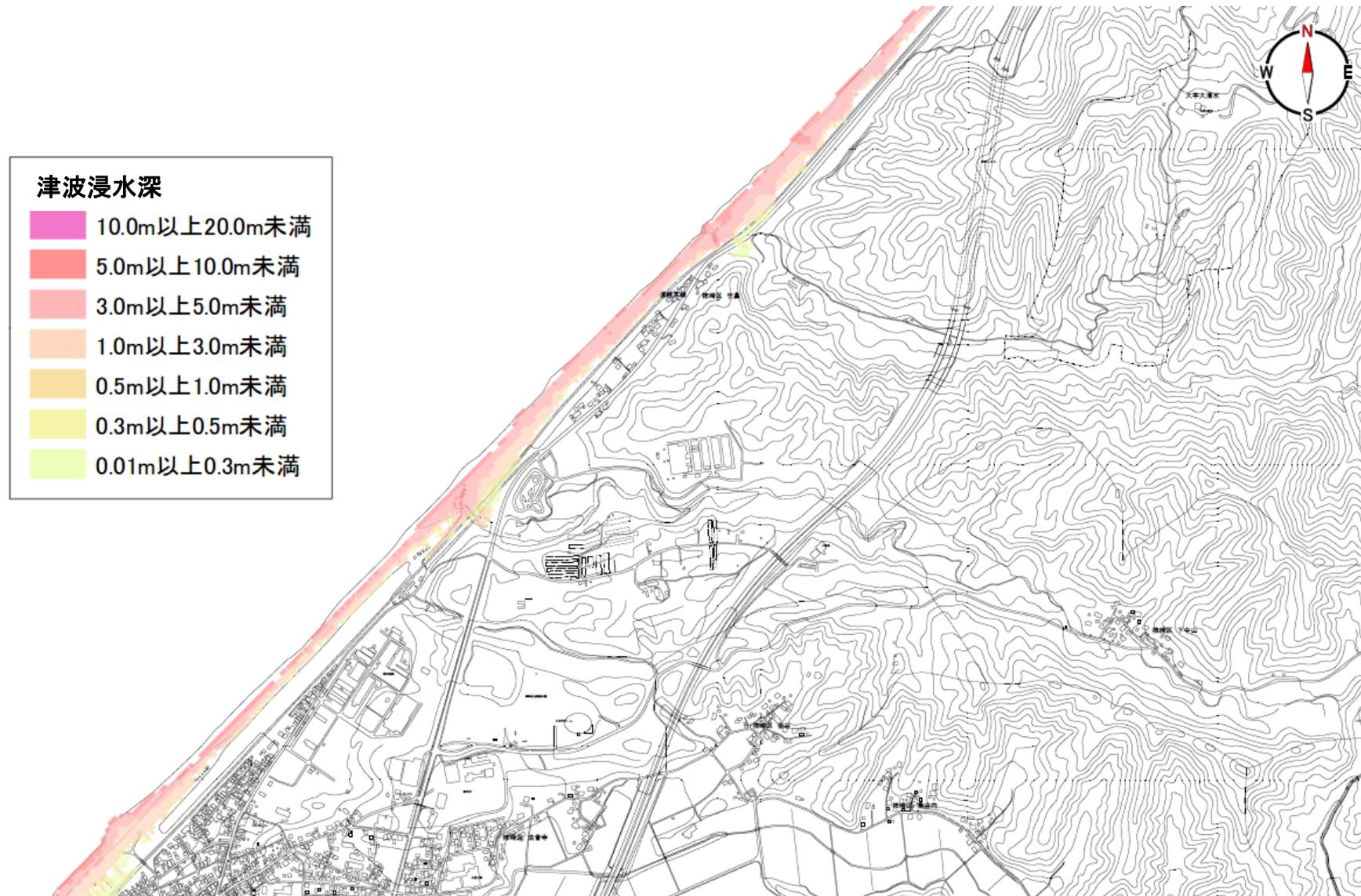
別図

大潟区、柿崎区 津波浸水想定区域図



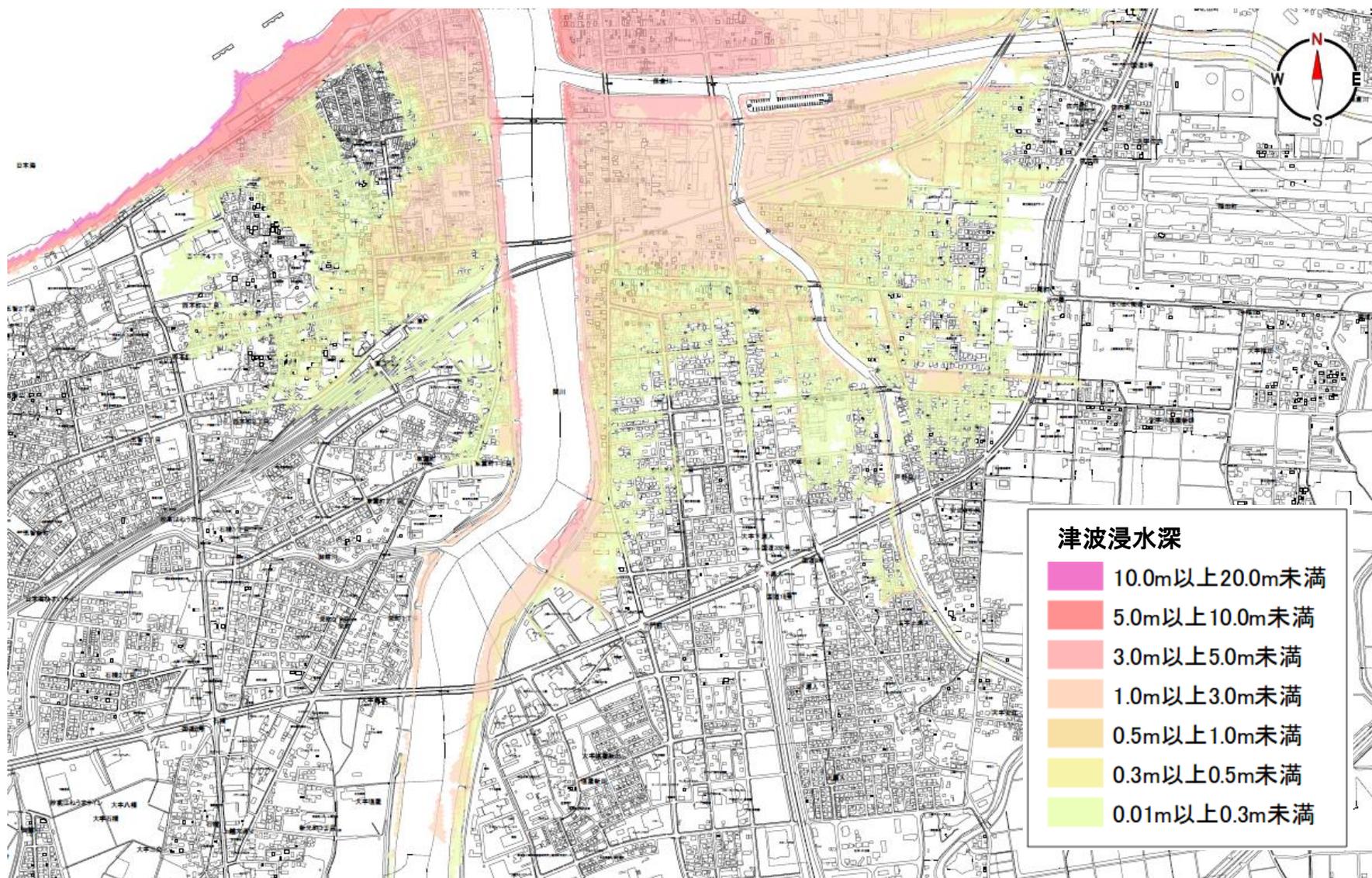
別図

柿崎区 津波浸水想定区域図



別図

直江津区、有田区 津波浸水想定区域図



(2) 津波浸水想定区域に含まれる町内会一覧

地区名	町内会数	避難対象となる町内会
名立区	14	新井町、新町、仲町、川端、横町山、横町川、横町上、旭団地、小泊第1、小泊第2、小泊第3、小泊第4、小泊第5、小泊第6
谷浜・桑取区	5	丹原、鍋ヶ浦、有間川、長浜、虫生岩戸
直江津区	18	中央一丁目・あけぼの、中央一丁目・四ツ屋、中央一丁目・旭区、中央二丁目・横町、中央二丁目・本町、中央三丁目・荒川町、中央三丁目・天王町、中央四丁目・福永町、中央四丁目・沖見町、中央五丁目・塩浜町、中央五丁目・浜町、西本町一、二丁目、西本町三丁目、西本町四丁目・御幸町、住吉町、東雲町一・二丁目、港町一・二丁目、市之町
有田区	11	佐内町、安江、安江一丁目、安江二丁目、下源入、三ツ屋町、松村新田、春日新田、春日新田五丁目、川原町、春日新田木町
八千浦区	3	黒井、日乃出町、南荒浜、
大潟区	4	犀潟、渋柿浜、九戸浜、雁子浜
頸城区	1	西福島一区
柿崎区	3	出羽、第一区、あけぼの
合計 59 町内会		

7 避難困難区域の検討

(1) 津波浸水開始時間の設定

津波の浸水開始時間については、平成29年度に新潟県が公表した津波浸水想定による津波浸水シミュレーションに基づき、次のとおり設定する。

地区名	浸水開始時間
名立区	地震発生後5分～10分
谷浜・桑取区	地震発生後10分～20分
直江津区	地震発生後5分～10分
有田区	地震発生後10分～20分
八千浦区	地震発生後10分～20分
大潟区	地震発生後10分～20分
柿崎区	地震発生後10分～20分

(2) 浸水開始時間までに、避難可能な距離の把握

各地区における浸水開始時間までに避難できる距離を把握する。避難対象地域から、浸水開始時間までの時間で避難できる距離は、徒歩による避難を原則とし、次の式により求める。

$$\text{避難可能距離} = (\text{歩行速度}) \times (\text{浸水開始時間} - \text{避難開始時間})$$

上記の式から、避難可能距離は次のとおりとなる。

地区名	浸水開始時間	避難可能距離
名立区	5分	125m
谷浜・桑取区	10分	332m
直江津区	5分	125m
有田区	10分	332m
八千浦区	10分	332m
大潟区	10分	332m
柿崎区	10分	332m

【条件設定】

① 歩行速度

上越市津波・洪水ハザードマップ（災害予測地図）平成26年8月発行に基づき、一般成人が一人で避難した場合時速2.49キロメートル（秒速約0.69メートル）と設定。

（出典：津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について（第3版）、平成25年4月、国土交通省都市局街路交通施設課）

② 避難開始時間

地震の揺れがおさまった後、速やかに避難行動を開始することを念頭に2分と設定。

(3) 避難困難区域の抽出

把握した避難可能な距離を基に、避難対象地域内において、浸水開始時間までに避難目標地点または津波避難ビルへの避難の完了が見込めない区域を避難困難区域として抽出した。

地区名	避難困難区域
直江津区	港町1丁目の一部（おおむね県道大潟・上越線より西側の区域）

(4) 避難困難区域における対応

市は、これら区域の市民等が安全で確実な避難ができるよう、避難場所確保のための対策の検討を進める。ただし、地域別避難行動計画においては、地域の特性等

を勘案した上で、現状における避難場所を個別に設定することができるものとする。

第3章 想定に基づく指定緊急避難場所等の指定

1 指定緊急避難場所及び津波避難ビルの指定

市は、津波が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、一時的に身の安全を確保するための場所や施設として、次のとおり指定緊急避難場所*及び津波避難ビルを指定する。

なお、津波避難ビルについては、平成25年6月14日現在で「耐震診断によって耐震安全性が確認されていることまたは昭和56年6月1日以降に着工したものであること」「RCまたはSRC構造であること」「建築物に3階以上の部分があること」等の要件を満たしているものを指定している。

(1) 指定緊急避難場所

地区名	指定緊急避難場所（津波災害）	
	施設・地名	所在地
名立区	日前神社境内・小泊児童遊園	上越市名立区小泊 351
	名立小泊地区コミュニティセンター	上越市名立区小泊 374
	櫻海寮（旧山海荘）前庭	上越市名立区小泊 481-1
	名立寺境内	上越市名立区名立大町 270
	名立地区公民館 体育館	上越市名立区名立大町 200-1
	名立区総合事務所	上越市名立区名立大町 365-1
	名立中学校	上越市名立区赤野俣 532-1
	江野神社境内	上越市名立区名立大町 1335
谷浜・桑取区	鍋ヶ浦公会堂	上越市鍋ヶ浦 179
	丹原ふれあいセンター	上越市丹原 5-3
	谷浜小学校	上越市有間川 445
	有間川保育園跡地	上越市有間川 1334
	諏訪神社境内	上越市有間川地内
	流泉寺境内	上越市有間川 838
	長浜地内高台①（アマゲ平）	上越市長浜地内
	長浜地内高台②（アマゲ平）	上越市長浜地内
	長浜地内高台③（阿比多神社）	上越市長浜地内
	長浜地内高台④（長浜会館上付近）	上越市長浜地内
	長浜地内高台⑤（谷浜西バス停上付近）	上越市長浜地内
	悦翁寺境内	上越市長浜 1360
西栄寺境内	上越市長浜 1375	

	長浜地内高台⑥（秋葉山）	上越市長浜地内
	デイサービス谷浜駐車場	上越市長浜 1850
地区名	指定緊急避難場所（津波災害）	
	施設・地名	所在地
直江津区 直江津区	虫生岩戸地内高台①（薬師山入口付近）	上越市虫生岩戸地内
	劔神社境内	上越市虫生岩戸地内
	虫生岩戸地内高台②（三ノ輪台入口付近）	上越市虫生岩戸地内
	びょうぶ谷野球場	上越市居多 1043-2
	親鸞聖人上陸の地	上越市五智 6-173-1
	国府小学校	上越市五智 4-1-10
	直江津中等教育学校	上越市西本町 4-20-1
	上越市立水族博物館駐車場	上越市五智 2-15-15
	直江津中学校	上越市西本町 4-15-2
	旧中央保育園	上越市中央 2-3-36
	えびす神社境内	上越市中央 4-10
	直江津小学校	上越市住吉町 3-5
	直江津南小学校	上越市中央 1-7-1
	レインボーセンター	上越市中央 1-16-1
	新潟労災病院	上越市東雲町 1-7-12
	旧古城小学校	上越市港町 2-16-1
	諏訪神社境内	上越市高崎新田 119
有田区	カルチャセンター	上越市春日新田 2-19-1
	春日新田小学校	上越市春日新田 1274
八千浦区	八千浦小学校	上越市下荒浜 782-1
	八千浦中学校	上越市下荒浜 879
大湊区	上越体操場ジムリーナ	上越市大湊区九戸浜 338
	大湊町中学校	上越市大湊区湊町 575
	大湊地区公民館	上越市大湊区土底浜 1079-1
	大湊町小学校	上越市大湊区土底浜 1621
	大湊体育センター	上越市大湊区岩野古新田 657-1
	雁子浜町内会館	上越市大湊区雁子浜 409-2
	下小船津浜町内会館	上越市大湊区下小船津浜 902
	上小船津浜町内会館	上越市大湊区上小船津浜 783
	犀湊町内会館	上越市大湊区犀湊 124-6
柿崎区	上下浜小学校	上越市柿崎区上下浜 569
	柿崎体育館	上越市柿崎区直海浜 1155

	柿崎保健センター	上越市柿崎区柿崎 6405
	久比岐高等学校	上越市柿崎区柿崎 7075
	柿崎中学校	新潟県上越柿崎区法音寺 392-1
	柿崎総合体育館 (かきざきドーム)	上越市柿崎区法音寺 730-1

※指定緊急避難場所には指定避難所を含む

(2) 津波避難ビル

地区名	津波避難ビル	
	施設・地名	所在地
直江津区	直江津港佐渡汽船ターミナルビル	上越市港町 1-9-1
	直江津港湾合同庁舎	上越市港町 1-11-20
	港町特定公共賃貸住宅	上越市港町 2-6-4
	信越化学株式会社古城寮	上越市港町 2-1-2